

参議院建設委員会会議録第六号

(八一)

昭和三十六年十月十九日(木曜日)
午前十時四十八分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

田中 清一君	武藤 常介君	村上 春藏君	内村 清次君
岩沢 忠恭君	小沢 久太郎君	太田 正孝君	木下 友敬君
田上 松衛君	小平 芳平君	村上 義一君	武内 五郎君
藤山 愛一郎君	曾田 忠君	守江君	田上 小平
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
政府委員	政府委員	政府委員	政府委員
経済企画省 合開局長	建設省住宅局長	事務局側	常任委員
武井 篤君	齋藤 常勝君	衆議院議員	衆議院議員
本日の会議に付した案件	○水資源開発公團法案(内閣提出、衆議院送付)	○水資源開発促進法案(内閣提出、衆議院送付)	○水資源開発公團法案(内閣提出、衆議院送付)

○水資源開発公團法案(内閣提出、衆議院送付)
○宅地造成等規制法案(内閣送付、予備審査)

○國務大臣(藤山愛一郎君) 水資源開発促進法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
最初に先刻の委員長及び理事打合会の結果について報告いたします。

本日の委員会におきましては、水資源二法案の審査を行ないます。来週以降の審査日程につきましては、二十四日にあらためて協議することにいたします。

○理事(武藤常介君) 次に水資源二法案の審査につきましては、来たる二十六日参考人を招致したいと思うのですが、ただいま理事会の結果は滋賀県知事、茨城県知事及び学識経験者といった委員長に一任というわけであります。この方面の経験のある鈴木雅治氏を一つお願いしたいと思うのでございます。さよう決することに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(武藤常介君) 御異議がないよ

うでありますから決定いたしました。

○理事(武藤常介君) 次に水資源開発促進法案、水資源開発公團法案、両案を括して議題といたします。まず政府から提案理由の説明をお願いいたします。

○理事(武藤常介君) 次に水資源開発促進法案、水資源開発公團法案、両案を括して議題といたします。まず政府から提案理由の説明をお願いいたします。

○理事(武藤常介君) 次に水資源開発促進法案につきましては、その結果につきましては、内閣総理大臣が御説明申し上げます。

一方、わが国的主要河川は、国土の気象上及び地形上の特色からして、年間流出量が莫大な量に達するにもかかわらず、豊水と渴水の差が激しいため、河川利用率はきわめて低く、利根川を例にとりましても、全流出量のわずか一二%程度が利用されているにすぎない状態であります。

したがって、緊迫した水不足の事態に対処いたしますためには、積極的に水資源を開発し、かつ水の合理的な使用をはからなければならぬのであります。このため、水系を一貫して総合的に水資源を開発利用をはかるための計画を樹立いたすことが、何よりも必要であると思うのであります。これがこの法律案を提出した理由であります。

次にこの法律案の要旨を申し上げます。

第一点は、内閣総理大臣は、産業の発展及び都市人口の増加に伴い、水の供給を確保するため必要があるとき

は、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進すべき河川の水系を水資

本質的実現を図ることといたしました。

第二点は、内閣総理大臣は、水資源開発水系として指定することであり

ます。この指定については内閣総理大臣は関係行政機関の長に協議し、かつ

都道府県知事及び水資源開発審議会の

意見を聞き、なお閣議の決定を経ることといたしております。

第三点は、内閣総理大臣の諮問に応じ、水資源開発水系の指定及び水資源開

発基本計画を作成するものとしたこ

とであります。この基本計画についても内閣総理大臣は、指定された水資源開発水系について、水資源

開発基本計画を作成するものとしたこ

とであります。この基本計画についても内閣総理大臣は、指定された水資源開発水系について、水資源

施すること等により、経済の成長及び国民生活の向上に寄与することをその目的といたしております。

第二に、公團の役員として総裁、副総裁、理事及び監事を置くこととし、その任期は、それぞれ四年といたしております。

第三に、公團の業務であります、水資源開発基本計画に基づきまして、公團が水資源開発施設の建設を行なうにあたりましては、事業実施計画を定め、水路その他の水資源の開発利用のための施設の建設、管理を行なうことが公團の中心的業務であります。公團が水資源開発施設の建設を行なうにあたりましては、事業実施計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬこととしておりますが、この事業実施計画の基本となるべき事項につきましては、各主務大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聞いた上、これを事業実施方針として定め、公團に指示することにいたしております。

第四に、公團が行なう建設工事のうち、洪水防禦等のいわゆる治水目的をも有する特定施設の工事についてであります。

第五に、公團の業務であります、水資源開発基本計画に基づきましては、内閣総理大臣の認可または公團が行なう建設工事のうち、洪水防禦等のいわゆる治水目的をも有する特定施設の工事についてであります。

第六に、公團の財務及び会計であります、公團の予算資金計画、財務諸表、借入金、水資源開発債券等につきましては、内閣総理大臣の認可または公團が行なう建設工事のうち、洪水防禦等のいわゆる治水目的をも有する特定施設の工事についてであります。

第七に、公團の監督は、主務大臣が事務所に対し、立ち入り検査を行ない得るようにするほか、内閣総理大臣は、主務大臣の監督につき、内閣総理大臣の監督につけられることといたしております。

第八に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第五に、公團の施設の建設に必要な費用についてであります、治水関係分につきましては、国と都道府県が負担し、これを公團に交付することになります。それ以外につきましては、水資源開発施設を利用して、流水を水道もしくは工業用水道の用に供する者、又はこの流水を灌漑の用に供する農業者の組織する土地改良区が特定された場合に

は、これらの者が負担することにしております。なお、このいわゆる利水関係分の建設に必要な費用につきましては、公團は、政府または都道府県から補助金の交付または負担金の納付を受け、また必要な資金の借り入れ等を行なうことができることとなっております。

第六に、公團の財務及び会計であります、公團の予算資金計画、財務諸表、借入金、水資源開発債券等につきましては、内閣総理大臣の認可または公團が行なう建設工事のうち、洪水防禦等のいわゆる治水目的をも有する特定施設の工事についてであります。

第七に、公團の監督は、主務大臣が事務所に対し、立ち入り検査を行ない得るようにするほか、内閣総理大臣は、主務大臣の監督につき、内閣総理大臣の監督につけられることといたしておきます。

第八に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第九に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第十に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第十一に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第十二に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第十三に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第十四に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第十五に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第十六に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第十七に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

第十八に、公團は政令で定めることとし、この場合、公團は政令で定めるところにより、河川法の規定に基づく地方行政庁の権限の一部を行なうことができるとしているのであります。

の統一性を保つたための調整に当たることといたします。

第三条は水資源開発水系の指定の要件と下線を定めております。

すなわち、内閣総理大臣は、水の需

要の著しい増大が見られる地域につい

て広域的な用水対策を緊急に実施する

ため、必要かつ適切な河川の水系を水

資源開発水系として指定することとい

たしました。そしてその指定につきま

しては、関係行政機関の長との協議、

関係都道府県知事及び水資源開発審議

会の意見聴取、閣議決定等の手続を経

ましたのであります。

次に水資源開発公團法案に対する修

正であります。第二十一条中並びに

第二十二条中の修正は、いずれも都

道府県知事の意見をより一そろ尊重し

後進地域、これも第一項中の目的の

明を聽取いたしたいと存じます。

それを外につきましては、水資源開

発施設を利用して、流水を水道もしく

なっております。

それ以外につきましては、水資源開

</

審議会に関する規定であります。

この審議会は学識経験者の委員で組織することといたしておりますが、関係行政機関の長は自由にその会議に出席して意見を述べることができます。

第十一條におきましては、この法律による水資源開発基本計画と、国土総理大臣が関係審議会の意見を聞いてその間の調整を行なうこととしたのであります。

第十二條におきましては、水資源開発基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法令に従いまして、国、地方公共団体、水資源開発公團その他が実施すべき旨を規定しております。

第十三條は、水資源開発基本計画を遂行するため、政府は必要な資金の確保等の措置を講じなければならないと規定であります。

第十四條は、水資源開発基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が、公平かつ適正なものであるよう努めるべきものと定めたのであります。

なお、附則におきましては、この法律の施行期日並びに総理府設置法及び經濟企画院設置法の一部改正について、所要の規定を置くことといたしました。次に水資源開発公團法案の条文の説明を簡単に申上げます。

第一章は、公團の目的、法人格、事務所等に関する事項を規定しております。

務所等に関する事項を規定しております。

第一条は本公團の目的を規定してお

ります。

最近の用水需要の増加は著しく、特

に大工業地帯におきましては、産業の

発展と都市人口の増加に伴い、水に対

する需要の著しい増大が見られるので

ありますで、これらの地域に対する用

水の供給を確保するためには総合的な

計画の下に、水資源の開発または利

用のための事業を実施するとともに、施

設の建設の早期完成をはかることが肝

要であると思ふのであります。

このため、水資源開発促進法案によ

る水資源開発基本計画に基づいて、こ

れらの事業を総合的かつ効率的に施行

する事業主体として、新たに水資源開

發公團を設立することとしたのであり

ます。

第二條は公團の法人格に関する規定

であります。

第三條は公團の事務所の設置につい

て定めた規定であります。

第四條は公團の登記に関する規定で

あります。

第五條は公團でない者に対する水資

源開発公團という名称を用いることを

禁止する旨の規定で、取引の安全と公

衆の保護をはかるための規定であり

ます。

第六條は法人の不法行為能力及び法

人の住所に関する民法の規定を公團に

準用する旨の規定であります。

第二章は公團の役員及び職員に関する規定で、公團の役員は総裁が任命

することにいたしております。

第十七條は、役員及び職員の地位、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなし、

以内及び監事二人以内を置くことにいたしております。

たものであります。

第八條は役員の職務及び権限につい

て定めた規定であります。

第九條は役員の任命に関する規定で

あります。総裁及び監事は、内閣総理

大臣が任命することにいたしてお

ります。

第十條は役員の任期について定めた

条文であります。役員の任期は四年と

いたしておられます。

第十一条は役員の欠格条項について

規定してあります。

第十二条は役員を解任する場合につ

いて定めた規定であります。

第十三条は役員の兼職禁止の規定で

あります。

第十四条は総裁及び副総裁の代表権

に対する制限を設けた規定であります。

第十五条は役員の選任に関する規

定であります。

公團の従事する事務所の業務に関し、

代理人を必要とする場合が考えられま

すので、この規定を設けた次第であり

ます。

第六條は法人の不法行為能力及び法

人の住所に関する民法の規定を公團に

準用する旨の規定であります。

第二章は公團の役員及び職員に関する

規定で、公團の職員は総裁が任命

することにいたしております。

第十七條は、役員及び職員の地位、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなし、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなし、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

に及ぶ監事二人以内を置くことにいたしておられます。

たものであります。

第八條は公團の事業実施計画につい

て定めた規定であります。

第九條は役員の任命に関する規定で

あります。総裁及び監事は、内閣総理

大臣が任命することにいたしてお

ります。

第十條は役員の任期について定めた

条文であります。役員の任期は四年と

いたしておられます。

第十一条は役員の欠格条項について

規定してあります。

第十二条は役員を解任する場合につ

いて定めた規定であります。

第十三条は役員の兼職禁止の規定で

あります。

第十四条は総裁及び副総裁の代表権

に対する制限を設けた規定であります。

第十五条は役員の選任に関する規

定であります。

公團の従事する事務所の業務に関し、

代理人を必要とする場合が考えられま

すので、この規定を設けた次第であり

ます。

第六條は法人の不法行為能力及び法

人の住所に関する民法の規定を公團に

準用する旨の規定であります。

第二章は公團の役員及び職員に関する

規定で、公團の職員は総裁が任命

することにいたしております。

第十七條は、役員及び職員の地位、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなし、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなし、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

に及ぶ監事二人以内を置くことにいたしておられます。

たものであります。

第八條は公團の事業実施計画につい

て定めた規定であります。

第九條は役員の任命に関する規定で

あります。総裁及び監事は、内閣総理

大臣が任命することにいたしてお

ります。

第十條は役員の任期について定めた

条文であります。役員の任期は四年と

いたしておられます。

第十一条は役員の欠格条項について

規定してあります。

第十二条は役員を解任する場合につ

いて定めた規定であります。

第十三条は役員の兼職禁止の規定で

あります。

第十四条は総裁及び副総裁の代表権

に対する制限を設けた規定であります。

第十五条は役員の選任に関する規

定であります。

公團の従事する事務所の業務に関し、

代理人を必要とする場合が考えられま

すので、この規定を設けた次第であり

ます。

第六條は法人の不法行為能力及び法

人の住所に関する民法の規定を公團に

準用する旨の規定であります。

第二章は公團の役員及び職員に関する

規定で、公團の職員は総裁が任命

することにいたしております。

第十七條は、役員及び職員の地位、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなし、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなし、

職務の公的性質から考えまして、刑法

その他の罰則の適用については、法令

第五十二条、第五十三条及び第五十

めたものであります。

次に附則について御説明いたします。

四条は内閣総理大臣とその他の主務大臣、内閣総理大臣と大蔵大臣との協議事項について定めています。

第五十五条は主務大臣の権限を定めた規定であります。第一に、役職

員、財務会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣、第二

に、洪水防護の機能または流水の正常な機能の維持と増進をその設置の目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発または

利用のための施設であつて、政令で定めるものの建設、管理等については建設大臣、第三に、前述の多目的ダムの利用にかかる多目的用水路で政令で定めるものの建設、管理等については建設大臣、第四に、前述の施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発または利用のための施設、これらの施設には多目的なものも含んでおるのであります、これらの建設、管理については建設大臣、農林大臣、通商産業大臣は建設大臣といたしております。

第五十六条は内閣総理大臣の権限委任に関する規定であります。役員に關すること、監督命令に關すること等重要な事項を除き、財務会計等の権限を經濟企画庁長官に委任することを予定しておられます。

第五十七条は、不動産登記法その他の法令については、公團を国の行政機關とみなして準用するという規定であります。

第八章は、罰則の規定であります。第一章から第六十一条までに、違反行為をした公團の役員及び職員の他の者に対して必要な罰則を定

以上をもちまして水資源開発公團法案の逐條説明を終わります。

○理事(武藤常介君) 両案につきましての本日の審査はこの程度にいたしましたが、兩案につきまして要

いと存じますが、兩案につきまして要

求資料がございましたらこの際御要求

を願いたいと存じますが、御都合がございましたら、すみやかに文書に

よつて御要求事項を御提出願いたいと存じます。

設立手続に関する規定であります。

附則第一条においては、この法律は公布の日から起算して六ヶ月をこえな

い範囲内において、政令で定める日から施行することにしております。

附則第二条から第五条までは公團の

設立手続に関する規定であります。

すなわち、内閣総理大臣は、この法

律施行の後設立委員会を任命し、公團の

設立に関する事務を処理させることに

いたしております。

設立委員は、設立の準備を完了した

ときは、別に内閣総理大臣により指名された總裁となるべき者に事務を引き継ぐものとしております。總裁となるべき者は、引き継ぎを受けた後設立の登記をし、公團は設立の登記の日をもって成立することになります。

附則第六条においては、本則第五条の規定による水資源開発公團という名称

前回に続きまして質疑を行ないま

す。質疑のおありになる方は順次御發言を願います。——それでは、宅地造

成等規制法施行令案の要旨について御説明を願います。

○政府委員(齋藤常勝君) 前回の委員会におきまして資料の提出の御要求がございましたので、お手元に二部ずつ配布申し上げたのであります。これらの資料について簡単に御説明申し上げます。

附則第七条及び第八条では最初の事

業年度についての特例を定めており

ます。

第九条から第十三条までは公團の非課税の規定であります。

第十四条以降は、公團法施行によ

る限り適用しないものとしております。

附則第七条及び第八条では最初の事

業年度についての特例を定めており

ます。

第九条から第十三条までは公團の非

課税の規定であります。

第十四条以降は、公團法施行によ

る限り適用しないものとしております。

第八章は、罰則の規定であります。第一章から第六十一条までに、違反行為をした公團の役員及び職員の他の者に対して必要な罰則を定

第二の宅地造成の定義に関しまし

て、土地の形質の変更で政令で定めるものというのがございますが、その内

容はこの第二に書いてございますよ

うと存じます。このようにして、このよう

なものを形質の変更として許可の対

象にする、こういうことにしておりま

す。

それから第三の宅地造成工事規制区

域の縦観の規定でございます。この縦

観は、都道府県知事におきましては、

当該区域を示す図書を当該区域の存す

市町村の役場において、公衆の縦観

に供さなければならないというように

しようと考えております。

第四の裁決申請でございますが、こ

れは立ち入り調査をいたしますときには

損失の補償の問題がある。しかしながら

協議がととのわないという場合にお

きましては、土地収用委員会に裁決の

申請をするわけでございますが、そ

の場合は建設省令で定める様式に従つ

て、裁決申請書を收用委員会に提出す

るということを規定しようということ

でございます。

まず薄い方の宅地造成等規制法施

行令案要旨というのがございます。

これは本法に規定しております。政

令に委任をしている事項について、ど

ういうような内容になるかといふこと

を、まだ検討中の点も多々ございます。

けれども、一応ここに列挙してみたわ

けでございます。

第一は、公共の用に供する施設とい

うのは、どういふものかということに

つきましては、一般自動車道、砂防設

備、鉄道、軌道等というようなものを

列挙いたしたい、かように考えておりま

す。

都道府県の負担分を、補助率計算の際の事業費に算入できることといった

を引き起こさないようにするというよ

うなことの規定でありますとか、ある

いはまたさらに排水施設につきましては、排水施設についてどういうよう

設置をしなければならないか、その規

模ほどのようでなければならぬとい

か、その場合の構造あるいは材料とい

うふうなものをどうしなければならな

いかということを、ここにこまごまと

書いたわけでございます。一々説明い

たしますと長くなりますので、簡単に

御説明申し上げます。

それから、第三章の設計者等と併

てありますのは、これは特に規模の大

きなもの、あるいはまた性質上むずか

しいものというようなものにつきまし

ては、一定の資格を有する設計者が設

計しなければならぬという法律がござ

いますが、その場合の対象になります

工事、これを第十五といふところで、

次のようなものがその対象になるんだ

と、いうことを書いてみたわけでござい

ます。たとえば高さ二メートル以上の

擁壁を設置する工事でありますとか、

斜面の補強工事とか、あるいはまた面

積が非常に広い宅地についての排水施

設の工事とか、こういうようなものを

対象にいたしております。しかもその

場合に設計者の資格の要件になります

ことは、第十六条で列挙してございま

すが、これは学歴と経験年数などを大

学、短期大学、あるいは高等学校とい

うようにはくに分けまして、その両方組み合

わせて一定の資格にしよう。しかしな

がらそれでも漏れる場合がございます

ので、これに準ずる者を第四号で「建

設大臣が前各号と同等以上の知識及び

技能を有すると認めたもの」というも

ので救つていこうというように考えて

おります。

その次は聴聞の手続につきましては、

法律の第十三条で監督処分をいたしまして、政令におきましては「建設省令で定める様式の通知書を聴聞を行なおうとする日の七日前までに聴聞に係る者に送付」しておかなればならないということだけをきまして、

その他の点につきましては後ほど御説明申し上げますが、府県の規則において詳細に手続をきめるように指導いたしました。

それから第十八の公告でございますが、これは監督処分をやりましたときの代執行の場合に、こうこうこういう行為をいたさなければならぬ、その手続につきまして都道府県の公報に掲載する。市町村の役場にも掲示して行なうのだということを規定いたしました。

それから第十九は法律の十四条第二項によりまして、届出を必要とする工事につきましては、「から四に掲げましたような大規模なもの、こういうもの届出の対象にしようというわけでござります。

それから二十、二十一、二十二につきましては、これは手数料の問題でござります。手数料につきましては、面積に応じて手数料の額をきめていきました」ということが第一点でございます。

第二点は手数料についての減免の規定を設けてございます。それが第二十

一に書いてございます。それから第三点は納入方法につきま

して、これは都道府県の規則で定めるものとする、こういうようなことを書いたとしてあります。

以上簡単に書いたとおりです、厚い方でございます。これにつきましては第一には聴聞についてどうい

うふうに考へているかという観点から

次にもう一冊の方の資料がございま

す、厚い方でございます。これにつきましては第一には聴聞についてどうい

うふうに考へているかという観点から

うようなお話でございましたので、こ

とに掲げたわけでございます。

第一点は市街地改造法においてどう

なっているかということをございま

す。市街地改造法におきましては、聴

聞の手続については何らの法令上の規

定はございません。

それから第二点の建築基準法におき

ましては、聴聞に関する詳しい規定が

なっています。建築基準法におきま

しておきまして、場所をきめて、そ

うして公開による聴聞を行なうとい

うことが、こまかく規定してあるわけでござります。今回の宅地造成等規制法

といふものを施行する場合におきまし

たものが、建設業者とは登録を受けてこ

れることをするということになつて

考にいたしまして、先ほど申し上げま

したような通知に關しましては、七日

前までに送付するというようなことを

やっています。手数料についての減免の規

定を設けてございます。それが第二十

一に書いてございます。

それから第三点は納入方法につきま

して、これは都道府県の規則で定めるものとする、こういうようなことを書いたとしてあります。

東京都の規則も掲げてございますの

で、ごらんを願いたいと思います。

それから資料の第二でございます

が、これは十一ページでございます。

それで、これは工事施行者、法案の第二条第六号に工事施行者という規定がござりますが、工事施行者について建設業

者との関係はどうなるのであるかとい

うようなことで、資料を提出しろとい

うよろくな話でございましたので、こ

とに掲げたわけでございます。

准法にも施行者の規定がござります。

それは第二条の第十八条号に書いてありますように、工事施行者は「建築

物、その敷地若しくは第八十八条第一

項若しくは第三項に規定する工作物に

関する工事の請負人又は請負契約によ

るうで自らこれらの工事をする者を

いう」とこう規定してござります。し

たがいまして本法案における工事施工

者は基準法の場合と同じように、業者

だけが対象になるのじゃなくて、みず

から宅地造成を行なうという者も包含

されるということになると思うのでござります。

なお第三に書いてございますが、建

設業法によりますると、建設業法とい

うものが、建設業者とは登録を受けてこ

れることをするということになつて

考にいたしまして、先ほど申し上げま

したような通知に關しましては、七日

前までに送付するというようなことを

やっています。手数料についての減免の規

定を設けてございます。それが第二十

一に書いてございます。

と、該当しない者とが出て参ります。

御参考までに昭和三十四年度に当省におきまして実施いたしました民間宅

地造成事業実態調査、この表をここに

ございますが、資料三の二と書いてあ

る点でござります。この事件は農地調

整法の更新拒絶の許可申請にかかるも

のでございまして、地主が土地を貸し

ておりますが、これに対しまして期間がきましたところが、これを更新

することを拒絶する、その拒絶につい

て許可申請をしたわけでございます。

その場合に原告の主張いたしますこと

は、この賃借関係が使用貸借であるか

ら拒絶は許可すべきものであるという

ことであつたわけでござりますが、借

りては、この賃借関係が使用貸借である

ことは、この賃借関係が使用貸借であるか

ら拒絶は許可すべきものであるとい

うことであります。その対立を調

整いたしますために、小作官が現地に

参りまして事情を聴取し、十分に調査

した上でこれは質貸借である、した

がって更新拒絶の許可申請については

不許可処分にするということを決定い

たしたわけでござります。それに対し

てその許可がいけないのではないかと

まして、この原告がその不許可処分と

いうのは間違いである、十分に調査を

しないで質貸借と認定したことは故意

または過失があるのでないかとい

うことであつたわけでござりますが、こ

れに対する判決は十分に調査したこと

れども、この許可ということは一定の基準に基づいて許可をいたしておりますので、その関係においては国家賠償の対象にならないという観点から、判断を待たず示談になつたものと推定されるのでございます。

第二の事案は二十九ページに書いて

ございますが、資料三の二と書いてあ

る点でござります。この事件は農地調

整法の更新拒絶の許可申請にかかるも

のでございまして、地主が土地を貸し

ておりますが、これに対しまして期間が

きましたところが、これを更新

することを拒絶する、その拒絶につい

て許可申請をしたわけでございます。

その場合に原告の主張いたしますこと

は、この賃借関係が使用貸借であるか

ら拒絶は許可すべきものであるとい

うことであります。その対立を調

整いたしますために、小作官が現地に

参りまして事情を聴取し、十分に調査

した上でこれは質貸借である、した

がって更新拒絶の許可申請については

不許可処分にするということを決定い

たしたわけでござります。それに対し

てその許可がいけないのではないかと

まして、この原告がその不許可処分と

いうのは間違いである、十分に調査を

しないで質貸借と認定したことは故意

または過失があるのでないかとい

うことであつたわけでござりますが、こ

れに対する判決は十分に調査したこと

であるから故意、過失は認められな

い、したがつて原告の主張することは

これを棄却するという判決になつたわ

に書いてございますが、これも簡単に申し上げますと、窃盗事件がございました。押収をしましたときに自動車の主たる部分を取りはずして修理中であります。その窃盗の証拠物件といいたしまして、自動車を警察官が押収いたしました。押収をしましたときには露天にそのままさらして置いたということになつたわけであります。そのために原告が善良な管理者の注意を警察官が怠つたために、当時十万円の価格のあった自動車がスクランプ同様になつて一万円の価値しかない、したがつて九万円の損害賠償をすべきであるという主張をしたのでございますが、これに対しましては判決がございまして、善良な管理者の注意といふものを怠つている、したがつて賠償すべきであるというような判決が出たわけでございます。

以上簡単にですが、資料の説明を申し上げたわけでございます。

本法案を最も密接な関係を持つ許可の処分につきましては、一番最初に申し上げました日葉の事件だけでございまして、これにつきましても判決がなく取り下げということになつておりますので、事实上判決のあつたものはこれまでになかつたということでございますので、その点を申し添えておきます。

○理事(武藤常介君) それでは統いて「等」という意味は、「軌道等とする」御発言を願ります。

○田上松衛君 さつき御説明いただいた土地造成等規制法施行令案について、第一の「公共の用に供する施設等」の中にうたつております「一般自動車道、砂防設備、鉄道、軌道等」この

○政府委嘱
法文でも意味を御つきまし
うにまだで、一応ございま
しますの
りません
○田上松
の中の「
四号のと
同等以上
めたもの
設大臣が
的な方法
御説明願
○政府委
し上げま
たしまし
まで学
しており
い者があ
と同等以
認めたも
と、こう
て、これ
もこれと
ございま
てどうす
て、これ
が、これ
が、これ
基準にな
じだけれ
たらない
討いたし
いうよう

「前各項の規定は、本道法によるものと同一である。」
この規定は、本道法によるものと同一である。

君 試験みたうですか。
(齋藤常時) 申し上げ
号までで出したといふ。それ
かいう、あるか、あるか。
者というふうにいふと
、第四号

勝君) も
いなこと
ますと、
うようなま
から特別に
非常に権
ような者
いうこと
を入れた
まではわ
それは人
、どうう
類の上で
れしていく
勝君) も
るとは田
うないも
また現況
とを両方
つていい
後日に御
のうち一
後の力さ
土地にす
、これの
工地にす

規則第1号に規定するところによると、公園は、二年に一度、年間の供給量を算定して、それをもとに、外へ出るための税金を徴収する。この税金は、公園の運営費として使われる。

いたしますと、のを除くえて申しますわけですが、御儒君を除くと、ないかと、ですが、るわけで、ないかと、ですか、（齋藤謙）道路、公共の用に由についている土建工事の第二条の第三項の規定によつて、第二条の規定によつて、あるといひまして、あるといふことになつておる。施工の基準に出てき分な規制提にして、それと同様の行為のかの場合するようないでもう一つ、たとえいは公闇の形質の

（中略）とあらざりまするなすとか、そうか、さういふことがございますがね。
その角度で説明のこと、逆な弊病をもつておきます。
「地」といふ地に供する道路など、第一号に於ける園河川河に供する道路など、たしまして、そういうことがござりまするが、それから第三点は、たわけで、な行為に、よる規制限も行なうべきだ、それが道路構造の変更といふこと、この法律によれば、それはそれで、それが行なわぬことを除したうことがござりまするが、それが第三点です。

はが、この宅地は公うな
あれに不えら除き
まし上げお尋ね
政令用にうに除く
場合よりを除れを
場合明確に公
理者第三。第
えば、公してお
明確に公してお
規て規て規
者に者に者に
成の成の成の
ましにましにまし
うとおとおとお
すとすとすとす
きにおきにおき
で上津なめはそだしくそそそそそそそそそそそそ

田上松子 女性 55歳
「私は地元の農業者で、田舎に住んでいます。この辺りは古くから耕作されてきた土地で、昔は馬車で荷物を運んでいました。今は車やバイクで通勤する人が多いですが、それでもまだ古い風景が残っています。特に春になると、田んぼが緑色で、とても美しいです。でも、最近では、田んぼが少なくなっているのが気になります。」

わたりましたよ
局長の非
からいく
は。ところ
において
たわけで
いたので、
ますけれども、
それがいって
わゆる改
わかったた
あるから、
うだけは
ところ、
とんどん、
時代だつ
それは大
藏省に帰
これを
たわけ
者は、道
いので、こ
すが、局
他の法令
れども、こ

ういうような目こぼしができて現実にどうこうというふうな考え方ではなくて、実情に合わしたものでなければならぬのではないか。できれば成との間に合せにおいて、これはどういうようなカッコは削除したほうがいいのじゃないかと思うのであります。が、御意見はいかがでしょうか。

○政府委員(齋藤常勝君)　ただいまのお話まことにごもつともございましたて、私が申し上げましたのは、法律の中でございましては、こういうような考え方をせざるを得ないということを申し上げたわけでございます。現実の問題といたしましては、まさしくおっしゃるような問題が起ることについては私も考えております。しかしながらこれを是正いたしますには、それそれの分野におきましては、これは建設省の内部でもこの法案を協議いたしましたときに、そもそも考へておられます。特にその点につきましては、たとえば道路等につきましては、これは建設省の施工については十分にまた指導監督といふものを強化していくことを言っておるわけですが、それでも今後いくつ特徴ある点があるわけですがござりますけれども、その点につきましては、それぞれの分野において解決していくふう面との調整、いうものを十分に考えながら遺憾のないようになっていくふうなことが必要だと思つております。

許可または不許可の通知、第十条、
されは先般田中委員が触れられた問題で
すけれども、「遅滞なく」という点に
ついていろいろ問題を将来かもすること
があるのではないかと考えるので、せ
んだっての局長のお気持はもちろんよ
くわかったのですけれども、これを施行
令等で何か期限を付すようなことを
一つお考えになつたらどうであろうと
思いますが、それとも、どうでしょうか。
○政府委員(齋藤常勝君) この法案を
御可決いただきましてこれを執行する
段階におきましては、われわれといった
しましても都道府県に対する指導の十
全を期さなければならぬと考えてお
る次第であります。その際には今お話
のありましたような点が起こらないよ
うに十分その指導におきまして考えて
いきたい、かように考えておる次第で
あります。

る法律でございます。したがいまして、私権の制限につきましてはつきりした基準がなければいかぬわけでございまして、それにつきましては、この法律の体系では、技術的基準といふものを政策で定める。しかもその技術的基準をきめるに際しまして、われが考えておりますのは、先ほど齊藤の専門家、技術家といふものの御意見によつてこれまでも検討を進めておりますけれども、さらにそれを一そう進めまして、技術的に見て、これだけの基準がなければ公害は防げないという最小限度のところをきめていきたい。それとまたもう一つは、地方の実情といいますか風土的な相違が各地区においてありますので、そういう点を考えまして、政策ではその地区々々の土質でありますとか地形でありますとか、そういうような点を考えて、規則において実情に合った事項を附加していく、あるいはまたさらに制限を加えていくというようなことも、都道府県知事の権限においてやれるように政令の中で明示していきたい、かのように考えております。

いたします場合の対象となります点につきましては、その事項につきましていろいろ違つて参りますけれども、まあ第一には、宅地造成を行なうところの造成地、それは宅地造成の工事を行なう場合におきましては、宅地造成といふものが対象になる。それからたとえて言いますならば、現在の宅地が、ただいま申し上げましたような基準に準じて考えてみましても、適当でないような管理状況になつてゐるというような場合に、改善命令を出すというような場合には、おきましては、これはもう造成地から手が離れている場合でござりますので、所有者でありますとか、あるいは現在それを占有しております借地人でありますとか、そういう者に対してその改善の措置を命じていくといふふうに、事項々々によりまして変えていくつもりでございます。

案を作る際にも考へたことでございまして、そこで問題になつて参りますのは、災害というものがどういうふうな程度の災害がこの対象になるかといふのが根本だと思います。これは異常災害というものを対象にいたしまして、ものごとを考えることになりますと、経済的にもあるいはまた法律的にも過重な負担を個人にかけるということになります。そういうようなことを一切防止するというようなことは、また困難であるというような点もございまして、ここで災害と考えておりますのは通常起り得べき災害、十年災害といいますか、二十年災害といいますか、そういうようなものを前提にいたしまして、その起り得べき災害というものを防止するということを前提にして、いろいろな基準を考へていく。こういうわけでございます。したがいまして、今お話をありましたように、私権の制限と公益維持との調整というような問題につきましては、そのような点をかみ合させて調整をしていくという考え方がこの法律の中にありますて、たとえば法律の第十六条に改善命令というのがございまけれども、これは現在の宅地についてもこういう改善命令を出すわけでございますが、この場合におきましても、きわめてその点を嚴格に規定してございまして、その著しいおそれを除去するため必要であり、かつまた土地の利用状況等から見て相当と認められる限度において、これこれの工事をやらせるというように調整をしておるわけです。しかもその前提としての条

壁がないとか、あるいはあつても通常の不完全ではなくて、きわめて不完全であるというようなために、これを放置しておくと災害が発生のおそれがある。しかし、そういう場合に限定して、しかも今申し上げましたような限度内において改善命令を出すというよう、私権と公益維持とのものとの調整はこういう点ではかつていく、こういうふうに考えております。

○岩沢忠恭君 これでは私権のもうなべく負担を軽くする、私権に対する制限を軽くする。ですからこの規定は極端なことを言えば本当の気休めの法律じゃないか。絶対的のものじゃないんじゃないですか。ただ今まであまり野放しになつておるやつを、こういうような排水をやつたりして一応の格好はついた、つかそうとこういうように地主の方がなつた場合においては、この法律を作つたところの趣旨とよほどかけ離れた結果になるんじゃないですか。

○政府委員(齋藤常勝君) まあお言葉を返すようだまことに申し訳ありませんけれども、単に気休めということには相ならないかと思うのでございます。と申しますのは現在でも市におきまして、あるいは県におきまして条例を作つて、条例で規定できる範囲内においてたとえば届け出をさせる、監督をするというようなことをやっておりましても、ある程度の防止はできてるわけでござります。

したがつて強い法律を出すことによりまして、まず第一には今後行なわれる宅地造成については、一定の基準によって行なつていきますから、その限度において災害を防止するということ

は、まあ明らかでございま
れから一般的には宅地の保
ましても、第十五条等の注
ぎます。あるいは精神規
とであると思ひますけれど
状態に維持しなければなら
もそれに違反するといふよ
おきましては、都道府県知
する。しかもそれでもきか
は改善をするといふよ
てあるわけでございまして
ようなことをやっておりま
お言葉を返すようござい
純に気休めというだけでは
ないかと考えております。
○小平芳平君 がけくすぐ
わたつてこういう災害を繰
などで災害を受けたのは、
前線豪雨だけなしに、神
横須賀あるいは横浜あたり
実際、家が崩壊したような
ても、まあ私どもしようと
こんなところがと思うよう
くすればいたり、かと思う
険だなと思うようなところ
くずれてはいかつたりと
よくあるわけですけれども
点、先ほどの岩沢先生の質
お答えになつておられまし
科学的な基準があつて、そ
ほんとうに防げるものか、
しよう。

これはや
くすれ
るいろいろ
土地の規制
あります。規制してはいけないかとい
うふうに感するのですが、その点どう
でしようか。

○政府委員(齋藤常勝君) 指定のことにつきましては、ここに書いてございま
すように、最小必要限度ということと
いたしましたのは、私権の制限であ
るからこれはみだりに乱用してはいけ
ないという考え方から出たわけでござ
います。しかしながら今お話をよう
に、責任のがれのために広くするとい
うようなことも、これまたあってはい
けない、こういうように考えておるわ
けでございます。その地域々々の具体的
な地形、地質等によりまして、第一条
に書いてあるような観点から区域をき
めていくというわけでございまして、
地域によってそれぞれ差は出てくる
と思いますけれども、たとえば私ども
がこの法案を考えましたときに、これ
をそのまま適用してみると、一体どの
ような指定地域になるであろうとい
ふります。横浜市について地元と連絡を
とつて検討してみたことがあるわけで
ございます。しかしながら、これにつ
いては最終的なものではございません
から、そのとおりに指定になるかどうか
わかりませんけれども、そのときに
まいいろいろ相談をして……といいます
か、地元の意見等も聞きましたけれど
も、やはり野放図に広げるということ
はないように見受けられます。今図面
を持ってきておりますから、何でござ
いましたら御説明を申し上げてもよろ
しゅうござります。この図面で申し上
げますと、これは神戸で、こちらが港
でございます。そこでこれが市街地で
ござりますけれども、指定されるであ
らうところは、この上の線に当たりま

す。それからこの赤の線のことまではもう密集しております。これからどんどん発展していくであろうということを予想いたしまして、このあたりが境界線になるだろうというようなことであります。横浜市のものございますが、横浜市の場合はおきましては、これが港でござりますけれども、この黒いところが既成市街地でございます。赤いところがいわゆる危険地域でございます。そこでここで線を引くとすれば、この赤く、こういうところが規制区域になると、こういうような形になります。この境界は、大体道路等の中心線みたいなところをわかりやすくいたしますためにとつてあるというようなことです。この境界は、まだ最終的なものでございませんので、一応事務的にやってみればこんなところであろうかということをめどをつけたわけであります。

話のように、これがほんとうに強制で
きるものであろうか、法律の建前だけ
でこれが実施できるものであろうかど
うかということは、あらゆる法律の場合に問題になるのだと思いますけれど
も、特に私ども懸念いたしております
のは資金の面でございます。資金がそ
れだけあるかどうかということで、受
ける立場においてその命令に従った
いけれども資金がない、それが一番の
隘路になるのではないか、こう考えて
おるわけであります。これにつきまし
ては、われわれもいろいろ検討してお
るのでござりますが、現在のところで
はそういうような融資はございませ
ん。しかし、それをいろいろ考えまし
て、三十七年度におきましては新しい
施策として宅地の防災改修といいます
か、そういうものについての融資の制
度を設けたいということで、これは住
宅金融公庫から貸すということで、ま
あ新しい施策として三十七年度に要求
をいたしておるわけでございます。そ
ういうようなものの裏づけがあります
ると、今お話をのような懸念が第一に解
消されるのではないか、こう私ども考
えております。

難についてどうこれを打開していくか、という政策の根本的な問題が、同時に解決されていかなければならぬと思います。いかがでございましょう。
○政府委員(齋藤常勝君) まことにおっしゃるとおりでございまして、私どもも、住宅政策というものの内で、特に宅地対策というものについて今後規制だけで一切のものが解決するとは考えておりません。そこで、われわれいたしましては、宅地政策を考える場合におきましては、何としても需要が非常に強いわけでござりまするから、需要を規制するということはなかなかにおいて困難である。したがつて、供給を大幅にふやしていくかなければならないという観点に立ちまして、従来も住宅公団において宅地造成事業をやっておりますし、それから住宅金庫融公庫においても造成の融資をいたしまして、地方公共団体等でやっております。それからさらに、地方が単独の起債によりまして造成をやっておる。この三つの柱を来年度はさらにこれを伸ばしまして、そうして供給面をふやしていくということを考えていきたい。さらにも、市街地におきましてはこれを高密度に利用するということから、高層化の融資もございますので、あるいは防災街区の事業というのもございます。そういうようなものをあわせて伸ばしていきたい、こういうことで宅地政策を進めていきたいと、こう考えております。

からいろいろ防災に重点を置いていた宅地造成の質問があつたのですが、今までの際も、いつも答弁は、これを行政的な指導でやつていただきたいと、こう言つておりますが、今までそういう行政案が立案されない前に、この点に触れただけで再三質問があつたのです。それは、こういう法律を作らないで指導をしていくこうとしますと、ひつかりになりますのは建築基準法だけです。建築基準法においては建物の敷地といふことで、こういうような規制をやるといふことができるわけですが、それでは建物が具体的な計画ができるときで、こういう規制をやることで、建物ができるわけがない。そういうことで、建築基準法だけによって指導するといふことは困難であるということで、この法律に踏み切ったわけですが、それでも、この法律ができるまでの間に、おきましては、われわれも地方に指導を通牒を出しまして、建築基準法の趣旨等の徹底ということから考えて、その懸念をとらえて十分な指導をしてもららります。

○武内五郎君　この法律ができ上がりましても、宅地造成に関する許可申請をする場合に、もちろん設計等が添付され、提出されることになるのですね。その場合に、これはこういう設計でござる施工をやれば危険だ、あるいは運来災害のおそれがあるというような懸念がある場合は、もちろん訂正または

不許可、これは当然ですな。実は今ままでの宅地造成を業とするいわゆる間業者の宅地造成の実態を見ますと、たとえば丘陵をブルドーザーで削つてそのまま流し込んだ傾斜、その上は完全かもしれませんけれども、その傾斜等で分割して売買する。特にものどいのは、宅地の希望者を案内してここは二十円から一万元ぐらいといつて広告を出して、そうしてこれは八千円、これは一万円。二千円の所はどこだといって聞くと、断崖の中腹。どうか。あるいはそれでもいいからほしいと言うと、もうこれは売れていましたなんてでたらめなことを言つておるんですが、そういうような場合に、もちろんこれはもう設計に基づいて許可、不許可が当然出るところなると思いますが、その点はどうですか。

のを交付いたします。
したがいまして、一般のかたがこれを買われる場合におきましては、そく検査済証を見せてもらうということよつて、安心して買えるということになると思います。ところが、この規区域は、あくまでも災害防止のため設定するものでござりまするけれども、それ以外の地域について今お話しやうな点がいろいろあると思うのですが、その点につきましては、いわゆる宅造業者の取り締まりの問題になつてくるわけでございます。そと、一般的な宅地造成をやるときにはまた新たな一般的な基準というもの法律なりなんなりできめる必要があるうとういう問題になつてくるところでございます。そこで、その取り組み法になりますると、現在は宅造業者といふものについての登録制もございませんし、ただ、それを売買する合においては、宅地建物取引業法にりまして不正手段等をやった場合には罰則があると、こういうふうに取り締まりをしているわけでござりまする。まあ、規制区域内の場合と規区域外の場合によりましてやはり述べる問題でございますが、今後の問題としては大きな問題だと考えております。次第でございます。

が、割に多いのはやはりわずか資本金百万程度の、五百万元以下の造成業者が多いわけです。そうすると、五百万元程度の会社で、将来これが安全な工事の施行をやれるという実力があるんでしようかね。こういう点についてのやはり建設省としては何か考えがあるんですか、安全度を確保するための。

○政府委員(鶴鹿昭蔵君) おへしゃる
ように、この表におきましては百万の
ところでも、百五十のうちの五十二と
いうことになつております。この実態
調査は非常に抽出率の悪い調査でござ
いまして、推定いたしますと造成業
者といふものは五百ぐらいあるんじや
ないか。ところが、報告をとりましたと
きには百五十程度しか集まらなかつた
ということで、一つの傾向として見る
には使用できますけれども、厳密な
意味で使用することはなかなか困難で
はないかと思つておる資料でござい
ます。しかしながら、今お話のあります
したように、資本金の少ないようなど
ころが、ここで言うようなむずかしい
規制を受けた造成工事をやることがで
きるか、というようにお考えのようで
ござりまするけれども、ここで、先ほ
ど申し上げました技術的な基準といふ
ことにつきましては、決して無理なこ
とをあまり言つてはございません。
ません。たとえば石を積んで練り積み
をやる際に嚴重にその石と石を結合す
るようにななければならぬ、あるいは
勾配と高さを考え、構造計算上当然
出てくる数値というようなもので擁壁
を作れ。こういうことを言つわけでござ
いますから、これは一般的の土木工学
的の考え方からいへば、当然の常識的

○武内五郎君 そこで、御承知のとおり住宅難とそれに伴うまず宅地の取得という点が、一般国民の非常に大きな希望になつてゐるわけです。したがつて、どこでもいいからというよりよりも、安全な住みいい宅地を取得したいといふのは、これは当然な考え方です。そうなつて参りまして、かりに規制されたる地域で造成されました宅地といふものは、規制法に基づいてかくのことくにりっぱな工事をやつた宅地を提供いたしますから、こういうことになると、必然地価の騰貴といふことがこれに伴つて考えられる。ただでさえ今日まで、たとえば住宅公司が宅地を造成し、あるいはどこかで民間造成業者が宅地を造成をいたしますと、それに伴つて附近一帯の地価が上昇して参ります。その点は今日までは規制できなかつた。そういうようなことになつて参りますすると、せっかくの宅地取得の希望もつい困難な状態になるのではないか、相當また苦労して取得する状態になるのではないか。こう考へられるのですが、これはその法律の原産物だと思うのですが、そういう方面についてどういうふうな考え方でこれまで申しますのは、あくまでも災害防護のため必要なところを指定していく必要があります。

わけでございまして、まず第一には、その区域内における宅地が安全でなければならぬ、そういうことを念願する法律でございますので、その点から考えて参りますると、土地を最も経済的に利用するということと、それからさらに安全を確保するための技術と申しますか、工法と申しますか、そういうことがありますます進歩するということになつてくるだらうと思ひます。で、それならば未利用地を活用するということで、不経済ではないかといふ反論もあるらうかと思ひますけれども、その経済よりさらに上回つた公共の福祉といひますか、その災害を防止するという目的を達成することが第一でございますから、その点において経済性を阻却するというようなことがあつても仕方ない。しかば一般の宅地造成についても、もつと積極的にやるべきではないかという御見解もあると思いますけれども、それは先ほど申し上げましたような宅地対策を考えておりますので、そのほうで宅地をさらにお広げる、供給を増加するということによつて、地価の値上がりといふものを押えていきたい、こういうふうに考えておるわけでござります。直接に地価を押えるということはいろいろこれまでも検討されましてけれども、なかなか困難であるというような見解に立つておりますので、やはり需要に対する供給を伸ばしていくということに主眼をおいて、地価抑制と申しますか、そういうことも考えて参らなければいけなかぬのじやないか、こういううなづ

○武内五郎君 経済学の原則からいつに考えておる次第でございます。たら、供給が豊富であれば、したがつてそれだけ価格を押えることができる、また低下させることができるというのが常識なんですけれども、こういうかりに規制を作りますと必然これはどうしても上がってくる。その場合にたとえば今日宅地の希望者といふものは月に三、四万円のところの生活者が一番多い。ところがそういう人たちはそういう今までの状態では容易に手に入らぬ。ことにこの規制法によつて規制された地域等には、これはちよつと入れない状態になつてくるのじゃなかつと思ひうのですが、そうなつて参りますると何かこういうことは考えられないか。たとえば騰貴されたる部分を補うように、あるいは住宅金融公庫等からそれだけのワクを——今までのワクだけでは私は容易じゃないと思ひますので、騰貴されたる部分をプラス・アルファして貸し出しをするといふような政策的な考慮が払えないものかどうか。これは建設省だけではもちろんできないと思ひますけれども、大蔵省、公庫等の関係があろうと思ひますが、その点はどうですか。

私に感じましたことは、やはり個所得者に対する住宅の問題ということに話がなっていくのではないかと、私は思うのでございます。そういうことに対する措置といったましては、これはやはり宅地を与えて住宅を与えるということが一番いいでありますけれども、今のような時代におきましては、やはり賃貸住宅というものを相当に伸ばしていきたい。たとえてみます的话らば、公営住宅でありますとか、あるいは公庫の融資による賃貸住宅であるとか、あるいは公團の賃貸住宅、そういうようなものを伸ばすことによりまして、低所得者の一番下の者からある程度の者まですき間のないよう供給していくということが、一番いいことだろうとわれわれは考えております。そういう線で今後の住宅対策というのを考え、あわせて宅地難というのをそれによって解消していきたい。こういうふうに考えておる次第でござります。

か、審議会の組織及び運営その他

審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(国土総合開発計画等との調整)

第十二条 國土総合開発計画と基本

計画との調整は、内閣総理大臣が

国土総合開発審議会と審議会の意

見をきいて行なうものとする。

2 電源開発基本計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が電源開発調整審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

(基本計画に基づく事業の実施)

第十三条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、國、地方公共団体、水資源開発公團その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十四条 政府は、基本計画にに基づく事業の実施に要する経費(水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百六十三号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。)を実施する。

(水資源開発審議会)

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条 第二十号カの次に次のようないに加える。
ヨ 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百六十三号)
第九条に次の二号を加える。

十三 水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関する二と。

するために要する経費について

は、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならぬ。

(損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

(施行期日)

第十五条 第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項の次に次のように加える。

域工業開発審議会の項の次に次のようによること。

(水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百二十七号))

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を

次のように改正する。
第二章 役員及び職員(第七条)
第十七条 業務(第十八条—第二十

第六章 監督(第四十八条・第四十九条)

第七章 難則(第五十条—第五十七条)

第八章 償則(第五十八条—第六十一条)

(附則)

第一章 総則

(目的)

第一条 水資源開発公團は、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百二十七号)の規定による水資源開發

基本計画(以下「水資源開発基本計画」という。)に基づく水資源の開発又は利用のための事業を実施すること等により、國民經濟の成長と國民生活の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 水資源開発公團(以下「公團」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公團は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公團は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 公團は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(役員の任命)

第五条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第六条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公團について

準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 公團に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 総裁は、公團を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公團を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公團の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

(監事)

第三条 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公團の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

(監査)

4 監査は、公團の業務を監査する。

(役員の解任)

第五条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第六条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国會議員、地方公

共團体の議員又は地方公

(非常勤の者を除く。)

二 政府又は地方公共團体の職員

三 物品の製造若しくは販売若し

くは工事の請負を業とする者で

あつて公團と取引上密接な利害

関係を有するもの又は、これら

の者が法人であるときは、その

役員(いかなる名称によるかを

問わず、これと同等以上の職権

又は支配力を有する者を含む)

四 前号に掲げる事業者の團体の役員(いかなる名称によるかを

問わず、これと同等以上の職権

又は支配力を有する者を含む)

五 その役員に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他の役員

たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪へないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、賞利を目的とする團体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公團と總裁又は副總裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公團を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 総裁及び副總裁は、公團の理事及び職員のうちから、公團の從たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 公團の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 公團の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第十八条 公團は、第一条の目的を達成するため次の業務を行なう。

一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設(当該施設のうち発電に係る部分を除く。)の施設の管理を行なうこと。

イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発

又は利用のための施設

ロ イに掲げる施設と密接な関

連を有する施設

二 前号の業務を行なうことにより生じた施設(以下「水資源開発施設」という。)の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

三 水資源開発施設についての災害復旧工事を行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 公團は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、次の業務を行なうことができる。ただし、第三号及び第四号の業務を行なうについては、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

2 前項第一号イの施設のうち発電に係る部分の新築、改築若しくは管理又はこれについての災害復旧工事を行なうこと。

3 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行なうこと。

(事業実施方針)

四 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行なうこと。

(事業実施方針)

五 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき、水資源開発基本計画に基づいて事業実施方針を定め、内閣総理大臣を通じてこれを公團に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これ

を変更するときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の事業実施方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(事業実施計画)

第二十条 公團は、第十八条第一項第一号の業務を行なおうとするときには、政令で定めるところにより、前条第一項の事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(施設管理規程)

第二十一条 公團は、第十八条第一項第二号の業務を行なおうとするときには、政令で定めるところにより、前条の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとするとともも、同様とする。

(施設管理規程)

第二十二条 公團は、第十八条第一項第二号の業務を行なおうとする場合においては、政令で定めるとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとともも、同様とする。

(施設管理規程)

2 公團は、前項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとするとともも、同様とする。

(施設管理規程)

ない。

(施設管理方針)

第二十一条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第二号の業務につき、施設管理方針を定め、これを公團に指示する。

3 建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合においては、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公團に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

4 第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設については、河川法第三条(私権の排除)の規定は、適用しない。

5 特定施設の新築及び改築並びに河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る公團の監督については、河川法第四十九条(河川行政の監督)(同法第五条の規定により準用される場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 公團が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に際しては、この条に定めるもののほか、政令で定める。

7 公團は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に際しては、政令で定めるところにより河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る河川法に規定する地方行政庁の権限を行なうことができる。

8 公團が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公團又は建設大

臣は、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定施設の操作に関する建設大臣の指揮)

第二十四条 建設大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要な範囲内において、特定施設の操作に関する通知等で定めるところにより、公團を指揮することができる。

(危害防止のための通知等)

第二十五条 公團は、水資源開発施設を操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならぬ。

(特定施設に係る国の交付金等)

第二十六条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公團に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付

金の額の算出方法その他同項の交付金に廻し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により國が公團に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前項の規定による都道府県の負

担の割合その他同項の規定による都道府県の負担金に廻し必要な事項は、政令で定める。

(第二十七条 国は、特定施設の操

作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公團に交付するものとする。

2 前項の費用の範囲、同項の交付

金の額の算出方法その他同項の交付金に廻し必要な事項は、政令で定める。

3 都道府県は、第一項の規定により國が公團に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4 前項第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の適用に関しては、同法第四条第一項(国庫負担率)及び

第四条の二(連年災害における国庫負担率の特例)の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第二項に掲げるもののほか、第一項の規定により災害復旧工事に要する費用(政令で定めるものを除く。)として公團に交付される金額を含むものとする。

(費用の負担)

第二十八条 特定施設の新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による國の交付金にかかるに係るもののが含まれるものがある場合においては、専用の施設を新設し、又は拡張することにより当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供

する者は、政令で定めるところにより、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が微収してこれを國に納付するものとする。

3 前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が微収した延滞金は、当該都道府

県に帰属する。

(強制徴収)

第三十二条 第二十八条第一項、第

二十九条又は前項の規定による負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、都道府県知事又は公團は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 前項の規定により督促をするときは、都道府県知事又は公團は、前項の規定により督促をするときは、

又は公團は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

3 都道府県知事又は公團は、前項の規定により督促をするときは、

又は公團は、期限を指定して、その納付を督促状を発する。この場合において、督促状に

より指定すべき期限は、督促状を

発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 都道府県知事又は公團は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにそ

の負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道

府県知事にあつては地方税の滞納処分の例により、公團にあつては内閣総理大臣の認可を受けて國税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十四条 公團の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終まる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第三十五条 公團は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これ

の権限の順位は、国税及び地方税に

次ぐものとし、その時効について

は、国税の例による。

4 前項の規定による徴収金の先取権の順位は、国税及び地方税に

次ぐものとし、その時効について

は、同様とする。

5 都道府県知事又は公團は、第一

項の規定により督促をしたときは、

同項の負担金の額百円につき一日四錢の割合で、納期限の翌日から

その負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することが

益を受ける限度において、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担させることができる。

(強制徴収)

第三十二条 第二十八条第一項、第

二十九条又は前項の規定による負

担金をその納期限までに納付しな

い者があるときは、都道府県知事

又は公團は、期限を指定して、その

納付を督促しなければならない。

2 前項の規定により督促をするとき

は、土地改良区の組合員に対する經

費の賦課)

第三十三条 第二十九条の規定によ

り土地改良区が費用を負担する場

合においては、当該負担金につい

ては、これを土地改良区の事業に

要する経費とみなして、土地改良

法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十六条第一項、第二項及

び第四項(経費の賦課)、第三十八

条(賦課金等の徴収の委任)並びに第三十九条(賦課金等の徴収)

の規定を適用する。

(費用の負担)

第三十条 第十八条第一項第一号が

第三十二条 第二十九条第一項第一号から第三号までの業務(特定施設

の負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道

府県知事にあつては地方税の滞納

処分の例により、公團にあつては内閣総理大臣の認可を受けて國税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取

権の順位は、国税及び地方税に

次ぐものとし、その時効について

は、国税の例による。

6 前項の規定により都道府県の条例又は總理府令で定める場合は、この限りでない。

(土地改良区の組合員に対する經

費の賦課)

第三十六条 公團は、毎事業年度の

決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十七条 公團は、毎事業年度、

財産目録、貸借対照表及び損益計

算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完成後二月以内に、内閣総理大臣に提出してその承認を受けなければならぬ。

2 公團は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

3 公團は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公團は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理しなお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び水資源開発債券）
第三十九条 公團は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は水資源開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。前項ただし書の規定により借り

換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公團の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公團は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十一条）八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

（政府からの貸付け等）
第四十条 政府は、公團に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。

（債務保証）
第四十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条（保証契約の禁止）の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することができる。

2 前項の規定による長期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない

金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えること

ができる。

（償還計画）
第四十二条 公團は、毎事業年度、

2 主務大臣は、主務大臣が監督するため必要があると認めるとき

（監督）
第四十三条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公團に対し、第十八条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

（補助金）
第四十四条 公團は、次の方法によるとするほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金（財産の処分等の制限）

第三十五条 公團は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときには、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）
第四十六条 公團は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（総理府令への委任）
第四十七条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公團の財務及び会計に關する事項は、総理府令で定める。

（監督）
第四十八条 公團は、主務大臣が監督する。

（監督）
第四十九条 主務大臣は、第一項の規定による許可又は認可をしようとするとき。

（監督）
第五十条 公團の解散については、別に法律で定める。

（訴願）
第五十一条 この法律の規定に基づいて都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。（協議）

（主務大臣）
第五十二条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

一 第三条第二項、第十八条第一項ただし書、第三十五条又は第四十五条の規定による許可又は認可をしようとするとき。

二 第三十七条第一項又は第四十一条第二項、第四十二条第一項及び第三十五条、第三十九条第一項、第二項ただし書若しくは第六

（主務大臣）
第五十三条 主務大臣は、次の大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に關する事項については、内閣総理大臣

二 洪水（高潮を含む。）防禦の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその設置の目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて

たてて、内閣総理大臣の認可を受けるなければならない。

（補助金）
第四十三条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公團に対し、第十八条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

（報告及び検査）
第四十四条 公團は、次の方法によると認めるときは、公團に対して報告をさせ、又はその職員に公團の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

（報告及び検査）
第四十五条 公團は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときには、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）
第四十六条 公團は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（解散）
第五十条 公團の解散については、別に法律で定める。

（訴願）
第五十一条 この法律の規定に基づいて都道府県知事又は公團がした処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。（協議）

（主務大臣）
第五十二条 内閣総理大臣は、次の大

臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に關する事

項については、内閣総理大臣

二 第四十七条の規定により総理府令を定めようとするとき。

（主務大臣）
第五十三条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に關する事

項については、内閣総理大臣

二 洪水（高潮を含む。）防禦の機

能又は流水の正常な機能の維持と増進をその設置の目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて

は、公團に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（第三四七条の規定により総理府令を定めようとするとき。）
三 第四十七条の規定により総理府令を定めようとするとき。

（第三四七条の規定による認可をしようとするとき。）
四 第二十一条第一項又は第二十二

（第三四七条の規定による認可をしようとするとき。）
五 第四十九条 主務大臣は、必要があ

ると認めるときは、公團に対して報告をさせ、又はその職員に公團の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

（報告及び検査）
第六十条 第二項ただし書、第三

（報告及び検査）
第六十一条 内閣総理大臣は、次の大

臣は、次のとおりとする。

一 第三十七条第一項又は第四十

（報告及び検査）
第六十二条 第二項、第三項及び

（報告及び検査）
第六十三条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第六十四条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第六十五条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第六十六条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第六十七条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第六十八条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第六十九条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第七十条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第七十一条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第七十二条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第七十三条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第七十四条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第七十五条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第七十六条 第二項及び第三項

（報告及び検査）
第七十七条 第二項及び第三項

政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

三 前号の多目的ダムの利用による多目的用水路で政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

四 前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設（多目的のものを含む。）の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は建設大臣

（内閣総理大臣の権限の委任）

第五十六条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することができる。

（他の法令の準用）

第五十七条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令について、は、政令で定めるところにより、公團を國の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 罰則

第五十八条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当す

る場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条规定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十条 前一条の規定の適用については、この法律の規定（第五十六条の規定を除く。）中内閣総理大臣又は主務大臣とあるのは、第五十六条の規定により権限の委任を受けた経済企画庁長官を含むものとする。

第六十一条 第五条の規定に違反して水資源開発公團という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

（施行期日）

第六十二条 第五条の規定に違反して水資源開発公團といふ名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 公團の最初の事業年度については、第三十四条の規定にかかわらず、政令で別段の定めをすることができる。

第八条 公團の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第三十五条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「公團の成立後遅滞なく」とする。

（公團の設立）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水資源開発公團）

第二条 内閣総理大臣は、公團の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公團

の成り立った時ににおいて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、公團の設立に關する事務を處理させる。

第四条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のよう改訂する。

第五条 第六号ノ五ノ三中「愛知用水公團」を「水資源開発公團又は愛知用水公團」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第六条 印紙税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう改訂する。

（所得税法の一部改正）

第七条 第六号ノ五ノ三中「愛知用水公團」を「水資源開発公團又は愛知用水公團」に改める。

（所得税法の一部改正）

第八条 印紙税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう改訂する。

（所得税法の一部改正）

第九条 印紙税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のように改訂する。

（所得税法の一部改正）

第十条 印紙税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう改訂する。

（所得税法の一部改正）

第十三条 第二項第一号に掲げる施設を完了したときは、その事務を前總裁となるべき者に引き継がなければならぬ。

（附則）

第十四条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のよう改訂する。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十五条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改訂する。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十六条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改訂する。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第十七条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改訂する。

（治水特別会計法の一部改正）

第十八条 水資源開発公團法（昭和三十六年法律第 号）第十八

条第一項第二号に掲げる施設

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十九条 第二号ノ五中「愛知用水公團」を「水資源開発公團又は愛知用水公團」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十条 印紙税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう改訂する。

（所得税法の一部改正）

第二十一条 第二号ノ五ノ三中「愛知用水公團」を「水資源開発公團又は愛知用水公團」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二十二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第二十三条 法人税法（昭和二十五年法律第二十八号）の一部を次のよう改訂する。

（法人税法の一部改正）

第二十四条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第二十五条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第二十六条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第二十七条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第二十八条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第二十九条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十一条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十三条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十四条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十五条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十六条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十七条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十八条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第三十九条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十一条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十三条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十四条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十五条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十六条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十七条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十八条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第四十九条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十一条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十三条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十四条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十五条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十六条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十七条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十八条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第五十九条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十一条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十三条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十四条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十五条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十六条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十七条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十八条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第六十九条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十一条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十三条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十四条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十五条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十六条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十七条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十八条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第七十九条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十一条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十三条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十四条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十五条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十六条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十七条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十八条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第八十九条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十一条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十三条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十四条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十五条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十六条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十七条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十八条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第九十九条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百零一条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百零二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百零三条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百零四条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百零五条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百零六条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百零七条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百零八条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百零九条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百一十条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百一十一条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百一十二条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一百一十三条 第二号中「首都高速道路

（法人税法の一部改正）

第一項の規定により地方公共團体の長が負担させた負担金は、当該地方公共團体に帰属する。

(費用の補助)

第八条 管理者以外の者が第三条に規定する道路等(日本道路公団又は首都高速道路公団が管理するものを除く。)に街灯を設置する場合において、当該街灯が設置される道路等が国が管理するものであるときは、地方公共團体又はその機関が管理するものであるときは、当該地方公共團体は、予算の範囲内において、その者に対し、当該街灯の設置及び維持に要する費用の一部を補助することができる。

第九条 第三条に規定する道路等以外の道路等の所有者又は占有者が当該道路等に街灯を設置する場合には、当該道路等の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、予算の範囲内において、その者に対し、当該街灯の設置及び維持に要する費用の一部を補助することができる。

(国の援助)

第十条 国は、第三条の規定により地方公共團体又はその機関が設置する街灯の設置及び維持に要する経費並びに前二条の規定により地方公共團体が補助する場合における当該補助に要する経費について、特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

(街灯の電気料金についての特別措置)

第十二条 通商産業大臣は、次の各号に掲げる街灯に使用される電気の料金については、当該料金が他

の一般的の需要に応じ供給される電気の料金より軽減されるよう特別の措置を講じなければならぬ。

三十億円の見込みである。

一 管理者が設置する街灯
二 管理者以外の者が第三条に規定する道路等に設置する街灯で当該道路等の管理者(当該管理者が地方公共團体又はその機関である場合にあっては、当該地方公共團体の長)が指定したものの

三 管理者以外の者が第三条に規定する道路等以外の道路等に設置する街灯で当該道路等の存する市町村の長が指定したもの
(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

2 (建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十三号の四の次に次の二号を加える。

十三の五 街灯整備促進法(昭和三十六年法律第二百三十三号)

の施行に関する事務を管理すること。

第四条第五項中「第十三号の四」を「第十三号の五」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局